

# ジャパン・ガーデナーズ・ネットワーク 会則

一般社団法人 ジャパン・ガーデナーズ・ネットワーク（以下「本法人」という）が運営するジャパン・ガーデナーズ・ネットワーク（以下「本会」という）の会則として、本法人理事会の審議を経て社員総会において議決したものであり、本会にかかる本法人と会員との間の契約条項である。

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会はジャパン・ガーデナーズ・ネットワークと称し、英文名 **Japan Gardeners' Network Association** とする。また、略称を **JGN** とする。

（サービス内容）

第2条 本法人は本会を運営し、本会の活動を通じ、園芸に関わる人々のネットワークを構築するとともに、園芸および植物、造園等に関する調査および技術研究並びに指導と、会員の親睦、その他園芸の普及、発展に寄与するため、本会会誌の発行および本会ホームページ上等で情報を発信する。

2 前項のほか、本法人は本会を通じ以下のサービスを提供する。その場合、別途本会会誌上または本会ホームページ上において告知する。

- ①各種展示会、講演会、研究会、見学会、園芸講座、資格認定、教育研修、懇親会、種苗交換会、情報交換会等の開催。
- ②本会が推奨する図書、植物、種苗、その他園芸関連商品の斡旋。

## 第2章 会員

（会員）

第3条 本会の会員を個人会員、法人会員の2種とする。

- ①個人会員は本会の目的に賛同して入会した個人。
- ②法人会員は本会の目的に賛同して入会した法人。

（会費）

第4条 本会の会費は、本会細則に定めるものとする。

（入会）

第5条 本会に個人会員、法人会員として入会する場合には、会則に同意の上、細則に定める会費を添えて本会に申し込み、本法人が承認することにより入会となる。

（退会）

第 6 条 会員が退会する場合は本会に申し出るものとする。また、会員が次のいずれかに該当する場合には、当該会員は退会となる。なお、退会の場合、既納の会費は返還しない。

- ① 納期までに会費を納入しない場合。
- ② 入会の際に本会に虚偽の申告をした場合。
- ③ 本会から会員への連絡が不可能または著しく困難と判断した場合。
- ④ 会員が暴力団等の反社会的勢力に属すること、または反社会的勢力との関係のあることが判明した場合。
- ⑤ 会員が本会則に違反した場合。
- ⑥ その他、本法人または本会の名誉、伝統、信用等に著しい毀損を与えたと本法人理事会が判断した場合。

(会員情報の変更)

第 7 条 会員は住所、氏名、電話等の届出事項に変更があった場合、すみやかに本会へ変更の手続きをとるものとする。

### 第 3 章 本会の運営

(本会の運営)

第 8 条 本法人は、別途本法人が定める「一般社団法人 ジャパン・ガーデナーズ・ネットワーク 定款」およびその他本法人の内部規定に基づき本会を運営する。なお、会員資格を有する者のみが本法人の社員となることができ、社員でない者は、本会の運営にかかわることはできない。

2 本法人は、本法人の運営状況を適宜本会の会誌上または当会ホームページ上で報告する。

### 第 4 章 会則の変更および解散等

(会則の変更)

第 9 条 会則の変更は、本法人の理事会の審議を経て社員総会の決議をもって行う。

2 変更後の会則については、本会会報誌上または本会ホームページ上に掲載する方法にて会員へ告知するものとし、当該掲載時以降変更後の会則が適用される。

(本会の解散)

第 10 条 本会は、以下の事由により解散し、会員は会員資格を喪失する。

- ① 本法人の社員総会が本会の解散を決議したとき
- ② 会員がいなくなったとき
- ③ その他本会の継続が困難になったと判断されたとき。

2 本会が解散した場合、既納の年会費は返還しない。

(合意管轄裁判所)

第11条 会員と本法人または本会との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会の主たる事務所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

## 第5章 個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供・預託）に関する同意事項

(個人情報の収集・保有・利用・提供・預託)

第12条 会員は、本法人及び本会の運営・管理のために、本法人が下記の情報（以下、「個人情報」という）を本法人所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意する。

- ① 入会時または入会後に本法人または本会に届け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、職業、勤務先。
- ② 会費引落に使用するクレジットカード情報、ならびに会費引落結果情報。
- ③ 会員からの問合せにより本法人または本会が知り得た情報（通話情報を含む）

2 会員は、本法人または本会が会員管理等の業務の一部または全部を本会の委託先企業に委託する場合に、本法人または本会が個人情報の保護措置を講じた上で前項により取得した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があることに同意する。

(営業活動目的での個人情報の利用)

第13条 会員は、前条第1項に定める利用目的のほか、本法人の園芸講座等の教育研修事業（付随サービスを含む）におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話、電子メール等による営業案内、関連するアフターサービスのために、本法人が前条第1項第1号の個人情報を利用することに同意する。

2 会員は、前項の利用について中止の申し出ができる。

(個人情報の開示・訂正・削除)

第14条 会員は、本法人に対して自己に関する会員の個人情報の開示請求ができるものとする。本法人に開示を求める場合には、次条記載の窓口に連絡することで開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等）の詳細を確認できる。

2 万一本法人の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合、本法人は速やかに訂正または削除に応じる。

(本同意事項に不同意の場合)

第15条 本法人は、会員が会則第5章の全部または一部を承認できない場合、各取引の申し込みに対する承諾をしないことがある。

(入会不承認の場合)

第16条 本法人が第5条の入会を不承認とした場合、その不承認の理由の如何を問わず、

本会への入会が不承認となった事実および本法人が取得した個人情報、新しい申し込みに対する承認／不承認を判断する目的でのみ利用され、それ以外には利用されない。

(細則)

第 17 条 本会則の施行についての細則は別に定め、その改廃は理事会の議決による。

(問合せ窓口)

第 18 条 本法人の保有する会員の個人情報に関するお問合せ、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申し出は、下記「一般社団法人 ジャパン・ガーデナーズ・ネットワーク」宛にするものとする。

〒112-0013 東京都文京区音羽 1-17-11 花和ビル 505 号

一般社団法人 ジャパン・ガーデナーズ・ネットワーク

TEL: 03-6902-9710 FAX 03-6902-9720 E-mail [info@gardenersnet.or.jp](mailto:info@gardenersnet.or.jp)

営業時間 平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 土日祝日休業

以上

2016 年 5 月 20 日 発効

2016 年 8 月 1 日 改定

## ジャパン・ガーデナーズ・ネットワーク 細則

第1条 本会への入会は時期を問わず、いつでも申し込むことができる。

第2条 本会の会費は次のとおりとする。

- ① 個人会員の会費は、年会費 6,000 円とする。
- ② 法人会員の会費は、年会費 30,000 円とする。
- ③ 上記年会費の他に、1ヶ月ごとに 777 円を納入する個人向けの月会費を定める。

第3条 会費を年会費として納める会員は、年会費を入会月に納入し、入会月をもって更新する。なお、年会費をクレジットカードにより支払っている場合、更新月の前月 20 日までに退会の申し出がないときは自動更新となり、年会費が引き落とされる。会費を月会費としてクレジットカードで納める会員は、毎月末までに退会の申し出がないときは自動更新となり、月会費が引き落とされる。

第4条 会費を年会費として納める会員の会員資格の有効期限は、入会月（年会費を納入した月）を基準として、翌年の同じ月の末日までの 1 年間とし、その後 1 年毎の更新とする。会費を月会費として納める会員の会員資格の有効期限は、入会月の翌月末、その後は毎月末までの 1 ヶ月間とし、1 ヶ月毎の更新とする。

第5条 細則の改廃は、理事会の議決による。

以上

2016年5月2日 発効

2016年8月1日 改定